

市第24号議案 公衆浴場法施行条例の一部改正

1 趣旨

国が定める「公衆浴場における衛生等管理要領」（以下「管理要領」という。）が、レジオネラ属菌に起因する危害発生の防止及び混浴に関する風紀上の措置を図る観点から改正されたことに伴い、公衆浴場法施行条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 浴槽水の消毒の基準

条例別表第1で規定している、具体的な消毒の基準を、水質基準と同様に「公衆浴場法施行細則」（以下「規則」という。）で定めることとします。

なお、規則は、管理要領に定める内容とします。

《参考》規則に規定予定の内容

- ・浴槽水の消毒の使用薬剤について

「塩素系消毒剤」と定める。

- ・浴槽水中の「遊離残留塩素濃度」の基準について

「1リットル中0.4ミリグラム以上」と定める。

- ・新たに追加された消毒に有効な成分の濃度の基準について

「結合塩素のモノクロラミン」の濃度を「1リットル中3ミリグラム以上」と定める。

(2) 混浴制限年齢の改正

管理要領に定める年齢が「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に改められたため、条例も「10歳以上」から「おおむね7歳以上」に改めます。

(3) 文言の修正

管理要領に定める、洗い場又はシャワーへ湯を送るための設備の名称が「調整箱」から「調節箱」に改められたことなどに伴う、必要な文言の修正を行います。

3 市民意見募集の実施結果

令和3年5月11日から6月9日まで実施し、寄せられた御意見はありませんでした。

4 施行予定日

令和4年4月1日（ただし、文言の修正に関する改正については公布の日）

新旧対照表（公衆浴場法施行条例）

現 行	改 正 案
<p>公衆浴場法施行条例 平成 24 年 9 月 25 日横浜市条例第 46 号</p> <p>別表第 1（第 4 条第 1 項及び第 4 項） （第 1 項省略）</p> <p>2 衛生措置の基準</p> <p>（第 1 号から第 5 号まで省略）</p> <p>（6）<u>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1 リットル中 0.2 ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>（第 7 号から第 13 号まで省略）</p> <p>（14）洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ湯を送るための<u>調整箱</u>は、1 年に 1 回以上、定期的に清掃及び消毒すること。</p> <p>（第 15 号から第 21 号まで省略）</p> <p>（22）<u>10 歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p>	<p>公衆浴場法施行条例 平成 24 年 9 月 25 日横浜市条例第 46 号</p> <p>別表第 1（第 4 条第 1 項及び第 4 項） （第 1 項省略）</p> <p>2 衛生措置の基準</p> <p>（第 1 号から第 5 号まで省略）</p> <p>（6）<u>浴槽水の消毒は、規則に定める基準によること。ただし、これにより難しい場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>（第 7 号から第 13 号まで省略）</p> <p>（14）洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ湯を送るための<u>調節箱</u>は、1 年に 1 回以上、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（第 15 号から第 21 号まで省略）</p> <p>（22）<u>おおむね 7 歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p>